



埼玉県報

号外第 7 号
平成 29 年(2017 年)
3 月 31 日
金曜日

目次

条例のあらまし

- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(地域政策課)

条例

- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (地域政策課)

規則

- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (地域政策課)

訓令

- 職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課)
- 埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令 (人事課)

本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十一号）（地域政策課）

一 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う規定の整備をするための改正

二 内容

- (一) 指定都市等が法令に基づき実施することとなる事務につき、条例別表からの該当する事務及び市町の削除
- (二) その他法令改正に伴う規定の整備

三 施行期日

平成二十九年四月一日

ただし、(二)については公布の日

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十一号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第十三項第三号市町村の欄及び同表第二十一項第二号市町村の欄中「さいたま市、」を削る。

別表第三十三項第一号事務の欄18、同項第二号事務の欄18及び同項第五号事務の欄12中「第百三十六条」を「第百三十六条第一項」に改める。

別表中第四十三項を削り、第四十四項を第四十三項とし、第四十五項から第六十四項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第六十五項事務の欄3中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同欄4中「第十五条の二第七項」を「第十五条の二第八項」に改め、同項を同表第六十四項とし、同表中第六十六項から第百十六項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、別表第三十三項第一号事務の欄、同項第二号事務の欄及び同項第五号事務の欄並びに同表第六十五項事務の欄の改正規定は、公布の日から施行する。

規則

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十五号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務

の範囲を定める規則（平成十二年埼玉県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十六項第三号2、第五十五項第二号、第六十項2、第六十三項第八号3、第九十四項17、第三百三項9、第四百四項9、第六百六項第二号3及び第五号2、第六百七項4、第六百九項7並びに第六十三項第十一号9」を「第四十五項第三号2、第五十四項第二号、第五十九項2、第六十二項第八号3、第九十三項17、第二百二十九、第三百三項9、第三百五項第二号3及び第五号2、第六百六項4、第六百八項7並びに第六百十二項第十一号9」に改め、同条の表第三号下欄中「第十六条第一項並びに第十七条第一項及び第三項」を「第十六条第二項及び第十七条第三項」に改め、同表第五号上欄中「別表第四十六項第三号2」を「別表第四十五項第三号2」に改め、同表第六号上欄中「別表第五十五項第二号」を「別表第五十四項第二号」に改め、同表第七号上欄中「別表第六十項2」を「別表第五十九項2」に改め、同表第八号上欄中「別表第六十三項第八号3」を「別表第六十二項第八号3」に改め、同表第九号上欄中「別表第九十四項17」を「別表第九十三項17」に改め、同表第十号上欄中「別表第三百三項9」を「別表第二百二項9」に改め、同表第十一号上欄中「別表第三百四項9」を「別表第三百三項9」に改め、同表第十二号上欄中「別表第三百六項第二号3」を「別表第三百五項第二号3」に改め、同表第十三号上欄中「別表第三百六項第五号2」を「別表第三百五項第五号2」に改め、同表第十四号上欄中「別表第三百七項4」を「別表第三百六項4」に改め、同表第十五号上欄中「別表第三百九項7」を「別表第三百八項7」に改め、同表第十六号上欄中「別表第三百十三項第十一号9」を「別表第三百十二項第十一号9」に改め、同表第十七号上欄中「別表第三百十三項第十二号11」を「別表第三百十二項第十二号11」に改める。

第四条中「別表第一百三項第一号6及び7、」を「別表第一百十二項第一号6及び7、」に改め、同条の表第一号上欄中「別表第一百三項第一号6」を「別表第一百十二項第一号6」に改め、同表第二号上欄中「別表第一百三項第二号6」を「別表第一百十二項第二号6」に改め、同表第三号上欄中「別表第一百三項第三号7」を「別

表第一百十二項第三号7」に改め、同表第四号上欄中「別表第一百十三項第四号7」を「別表第一百十二項第四号7」に改め、同表第五号上欄中「別表第一百十三項第五号6」を「別表第一百十二項第五号6」に改め、同表第六号上欄中「別表第一百十三項第六号6」を「別表第一百十二項第六号6」に改め、同表第七号上欄中「別表第一百十三項第七号13」を「別表第一百十二項第七号13」に改め、同表第八号上欄中「別表第一百十三項第十三号」を「別表第一百十二項第十三号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条の表第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第五号

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和二十七年埼玉県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表男女共同参画課の項を次のように改める。

医療人材課	小児医療センターに駐在する職員	1日につき7時間45分。ただし、週休日の振替を行う場合は、4週間を平均して1週間について38時間45分	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。
-------	-----------------	-----------------------------------------------------	-------	-------	-------

別表食品安全課の項中「1日につき7時間45分。ただし、週休日の振替を行う場合は、4週間を平均して1週間について38時間45分」を「上に同じ。」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第六号

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「含む。」の下に「、参与」を加え、「及び行政監察幹」を「、行政監察幹及び消防防災政策幹」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。